

セーフティケース規定

1【保護ケースの使用】

この保護預りでは、保管物は当行所定の保護ケースに収納した上、その保護ケースを預けてください。

2【保管物の範囲】

- (1) 保護ケースには、次に掲げるものを収納することができます。
 - ① 公社債券、株券その他の有価証券
 - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは収納をおことわりすることがあります。
- (3) 保護ケースには、次に掲げるものを格納することができません。
 - ① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの
 - ② 危険物や変質、腐敗、発熱、発火のおそれがある等、保護ケースの通常の用法による保管に適さないもの

3【利用目的の確認】

- (1) セーフティケースの契約の締結または利用等にあたっては、預け主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から保管物が第 2 条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。
- (2) 当行は、セーフティケースが、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、利用時の行員立ち会い等の適切な方法でセーフティケースの利用状況を確認させていただきます。

4【契約期間等】

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する 3 月末日または 9 月末日までとし、契約期間満了日までに預け主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

5【手数料】

- (1) この保護預りの手数料（消費税を含みます。以下同様とします。）は、当行所定の

料率により 6 ヶ月分を前払いするものとし、毎年 4 月および 10 月の当行所定の日に、預け主名義の預金口座から、通帳、同払戻請求書または小切手によらず払い戻しの上、手数料に充当します。振替日において、指定預金口座の残高が手数料の金額に満たないときはただちに入金してください。当行は振替日以外であってもこの口座振替の方法で自動引き落としをすることができるものとします。なお、当初契約期間の手数料は契約時に契約日の属する月の翌月から最初に到来する 3 月または 9 月までの手数料を月割計算により支払ってください。

- (2) 契約期間中に解約があった場合、前項のすでに支払済みの手数料は解約日の属する月の翌月から月割計算により返戻します。

6【鍵の保管】

保護ケースに付属する鍵は 1 個とし、預け主が保管します。なお、鍵の複製はできません。

7【保護ケースの受け渡し等】

- (1) 保護ケースの受け渡しを請求するときは、預け主または預け主があらかじめ届け出た代理人（以下「代理人」といいます。）が当行所定の保護ケース受渡票に届け出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。
- (2) 保護ケースの受け渡しまたは保管の依頼をするときは、保護ケースが施錠されていることを確認してください。
- (3) 保護ケースの開錠および施錠は、鍵を使用して行ってください。
- (4) 保管物の出し入れは、当行所定の場所で行ってください。また、保護ケースは、その場所以外へは持出さないでください。

8【届出事項の変更等】

- (1) 印章を失った場合、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があった場合は、直ちに書面によって当店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

9【印章、鍵の喪失時等の取扱】

- (1) 印章または鍵を失った場合の保護ケースの受け渡しは、当行所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることが

あります。

- (2) 鍵を失った場合または毀損した場合は、当行所定の手続に従い、保護ケース等の取替えおよび当該作業に付随する費用を支払ってください。

10【保護ケース等の変更】

前条第2項の場合または保護ケース(錠前を含む)の毀損・不調等が生じた場合に、当行が保護ケースまたはその錠前の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

11【成年後見人等の届出】

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届け出てください。
- (5) 前4項の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き当行は責任を負いません。

12【印鑑照合等】

保護ケース受渡票、諸届その他取引に使用された印影(または署名)を届出または登録の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて保護ケースの受け渡しその他の取扱をしました上は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、使用される鍵について当行は確認する義務を負いません。

13【損害の負担等】

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めにやらない事由により保管施設の故障等が発生した場合には、保護ケースの受け渡しに応じられないことがあります。そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による保管物の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても、当行は責任を負いません。
- (3) 預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保管物の変質、腐敗、発熱、

発火、破損等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

14【解約等】

(1) この契約は、預け主の申し出によりいつでも解約することができます。この場合、鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をした上、保護ケースおよび鍵は直ちに返却してください。なお、鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取り扱います。

(2) 次の各号の一つでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をとってください。第4条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 預け主が手数料を支払わないとき
- ② 預け主について相続の開始があったとき
- ③ 預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保管物の変質、腐敗、発熱、発火、破損等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
- ⑤ 預け主または代理人がこの規定に違反したとき
- ⑥ 預け主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは預け主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
- ⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
- ⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第3条に定める利用目的の申出内容(令和8年4月1日以前にこれと同様の申出があった場合におけるその申出内容を含みます。)に偽りがあるとき
- ⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引、不正な目的に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と判断したとき

(3) この保護ケースは、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つでも該当する場合には、当行はこの保護ケースの使用申込をお断りするものとします。

また、前項のほか、次の各号の一つでも該当する場合には、当行はこの保護ケースの利用を停止し、または預け主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をとってください。

- ① 預け主が保護ケース使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預け主または代理人が、次に掲げる A から F までのいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前記 A から E に準ずる者
 - ③ 預け主または代理人が、自らまたは第三者を利用して、次に掲げる A から E までのいずれかに該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E その他前記 A から D に準ずる行為
- (4) 前 3 項による保護ケースの返却、鍵の返却等の手続が遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から返却の日の属する月までの手数料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第 5 条第 2 項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を返却の日に第 5 条第 1 項の方法に準じて自動引き落としすることができるものとします。
- (5) 第 1 項から第 3 項による保護ケースの返却、鍵の返却等の手続が 3 ヶ月以上遅延したときは、当行は保護ケースを開封の上、保管物を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は保護ケースの開封に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は預け主の負担とします。
- (6) 手数料、遅延損害金その他預け主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

14 の 2 【取引の制限等】

- (1) 当行は、預け主または預け主があらかじめ届け出た代理人（以下、「代理人」）の情

報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預け主または代理人に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期限までに応じていただけないときは、本規定にもとづく取引を制限することがあります。

- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預け主または代理人は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当店に届け出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は本規定にもとづく取引を制限することがあります。
- (3) 第1項の確認や資料の提出の依頼に対する預け主または代理人の対応、具体的な取引の内容、預け主または代理人の説明内容およびその他の事情に照らして、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当行は、本規定にもとづく取引を制限することがあります。
- (4) 第3項までの定めにより取引が制限された場合であっても、預け主または代理人の説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当行は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。

15【保管物の一時引取等】

- (1) 保護ケースの保管施設の修繕または移転その他やむを得ない事由により、当行が保管物の一時引取を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- (2) 前項の事由が生じたときは、当行は預け主にあらかじめ通知することにより当行の本支店または当行が相当と認める第三者に保護ケースの保管を委託することができるものとします。

16【緊急措置】

法令の定めるところにより保護ケースの開示もしくは引き渡しを求められたとき、または店舗の火災、保管物の異変等緊急を要するときは、当行は保護ケースの開封その他臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については、当行は責任を負いません。

17【譲渡、転貸等の禁止】

- (1) この契約による受け渡し請求権等の預け主の権利は譲渡、転貸または質入れすることはできません。
- (2) 保護ケースおよび鍵は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

18【保証人】

保証人は、この契約から生ずるすべての債務について預け主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

19【準拠法、裁判管轄】

この取引の契約準拠法は日本法とします。この取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、お取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

20【規定の変更等】

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める1ヵ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

(2026 年 4 月 1 日現在)